

生徒心得

1. 服装

(1) 通学には本校指定の制服を着用すること。

① 夏服着用規定（6月1日～9月30日）

- 1 白ワイシャツ又は白か紺か黒の無地ポロシャツに規定のスラックス又はスカートを着用すること。
- 2 寒い時はブレザーの着用を認める。ただし、ネクタイ又はリボンを着用すること。
- 3 無地の白、紺、黒、グレー、茶、ベージュのVネックセーター、ベスト、カーディガン（ネクタイ、リボンの着用を確認できるもの、ボタン付きは不可）の着用を認める。

② 冬服着用規定（10月1日～5月31日）

- 1 白ワイシャツに規定のブレザー（校章ピンバッジ付き）、スラックス又はスカートを着用すること。
- 2 本校規定のネクタイ又はリボンを着用すること。
- 3 ブレザーの下に、無地の白、紺、黒、グレー、茶、ベージュのVネックセーター、ベスト、カーディガン（ネクタイ、リボンの着用を確認できるもの、ボタン付きは不可）の着用を認める。
- 4 天候にかかわらず、登下校時には必ずブレザーを着用すること。
- 5 寒い日の登下校時は、華美でないものに限りブレザーの上にコートの着用を認める。

③ 禁止事項

パーカー、スウェット、ルーズソックス、認められていない色のVネックセーター・ベスト・カーディガン・ワイシャツ・ポロシャツの着用は禁止する。
違反の場合は、預かり又は再登校の指導を行う。

(2) 通学時には革靴又は運動靴をはいてくること。

(3) 体育館履きは学年別に指定されたものを使用すること。

(4) 制服の改造（スカート丈のカット等）は禁止する。万一改造した場合、取り上げとなり新たに買い直しの対象となる。

2. 頭髪及び装飾品

(1) 頭髪の染色、アイロンによる脱色等、手を加えることを禁止する。違反の場合は、もと通りに復元することとする。

(2) 進路決定のためにおこなう面接等の進路指導に対応できない髪型は禁止とする。

(3) エクステンション（つけ毛）は禁止する。

(4) ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品の着用は禁止する。違反の場合は取り上げ、指導を行う。

(5) 化粧・マニキュア等は禁止する。

3. 登校、下校、休日登校

(1) 8時から8時25分までに登校すること。

(2) 始業時刻は午前8時30分、授業終了は午後3時10分、下校時刻は午後5時、ただし、部活動等で延長届を提出した場合は、活動時間を午後6時までとしその後、速やかに下校すること。なお、その際は必ず顧問の最終下校の確認を受けること。

(3) 欠席、遅刻、早退、欠課をする場合は、保護者がclassiにて8時25分までに学級担任に連絡すること。

(4) 休業日(土・日曜・祝日)に登校する場合は、事前に関係の教員に申し出て許可を得ること。

(5) 自転車通学をする生徒はレインウェア、ヘルメットを持参し、自転車通学申請書を提出し、生活指導部の許可を得ること。自転車には、本校指定の学年別ステッカーを自転車の後部に貼ること。

(6) 自転車通学をする生徒は、登下校中にヘルメットを着用する。

(7) 自転車利用者は保険に加入する。

(8) 自転車は、校内の指定の駐輪場に置くこと。

(9) 自転車の傘差し運転や、傘を自転車に差しての登下校は禁止する。雨天時には必ずレインウェアを着用すること。違反の場合は指導の対象となる。

(10) 登下校時の、原動機付自転車、自動二輪車、自動車等の使用及び同乗することを禁止する。

4. 荒天時および公共交通機関不通への対応

(1) 警報対象区域 板橋区、練馬区

(2) 運休対象路線 JR(埼京線、山手線、湘南新宿ライン)、東京メトロ(有楽町線、副都心線)、西武鉄道(池袋線、有楽町線)、東武鉄道(東上線)

(3) 下記①または②に当てはまる場合、下表の通りの対応とする。

①上記(1)のいずれかの区域の大雨、暴風、大雪、暴風雪の特別警報、警報のうち1つ以上が発令された場合

②上記(2)のいずれかの路線に計画運休や交通ストライキが実施された場合

判断時間	警報発令中または計画運休ストライキ実施中	警報発令中または計画運休ストライキなし
7:00	9:00 まで自宅学習	平常授業(8:30 登校)
9:00	11:00 まで自宅学習	3 限から授業(10:30 登校)
11:00	全日自宅学習	5 限から授業(13:10 登校)

※登校の際は、安全に十分気を付けること。

※天候状況や利用交通機関への影響などで登校が困難な場合や、登下校時の安全確保が困難であると保護者が判断した場合は自宅学習とし、その旨を class にて学校に連絡すること。この場合、出欠の取扱は配慮する。

5. 諸届願

盗難、紛失、校外活動などの届、公認欠課などの願は 8 ページの一覧表に基づいて提出する。

6. 保健

- (1) 校内で負傷したり、病気になったりした時は、直ちに教員に届け出る。
- (2) 学校内及び登下校時における負傷の治療費は日本スポーツ振興センターより支給されるので、保健室に届けて手続きをとること。(ただし、加入者に限る)
- (3) 保健室には教員の許可を得て入ること。

7. 校内生活

- (1) 登校後、全ての授業終了までは、校外に出てはならない。やむを得ない事情のある場合は、教員の許可を得ること。
- (2) ポスターなどは、生徒会関係のものは生徒会長の許可を、それ以外のものは生徒部の許可を受け、所定の場所に掲示する。掲示期間が過ぎた時は、掲示者が責任をもって撤去すること。
- (3) 校内の諸施設、備品などを破損した時は、直ちに担任又は関係の教員に連絡すること。
- (4) 昼食は原則持参すること。忘れた場合も、外出することはできない。
- (5) 上着、靴、教科書等、全ての持ち物には必ず記名すること。
- (6) 学校生活に不必要な物品、高価な物品は持ち込まないこと。
- (7) 貴重品は身に付けるか、ロッカーにしまうこと。ロッカーには必ずカギをかけること。
- (8) 携帯電話は、授業時間帯には必ず電源を切り、かばんにしまうこと。

8. 定期考査

1 定期考査規定

定期考査において、生徒は次の各項を守り、不正行為なく受験する。

- (1) 下敷きは机の表面が特に不良の時に、監督の教員の許可を得てから使用する。
- (2) 考査中の筆記具、用具の貸借はしない。やむを得ない時は監督の教員の指示に従うこと。
- (3) 考査中は、携帯電話の電源を切り、教科書、ノート、参考書類をかばんに入れ、椅子の下におく。筆箱は机上におかない。また、ひざ掛けの使用は不可とする。
- (4) 考査中は退出できない。
- (5) 答案は終了の合図とともに列の最後尾の生徒が、着席している生徒から答案

を受領し、番号順に揃え提出する。

(6) 定期考査期間中及び考査前1週間は、ホームルームを除く特別活動を原則として禁止する。

(7) 出席番号順に着席する。

2 定期考査における欠席

考査を欠席する場合は事前に保護者より学校に連絡を入れてもらうこと。

3 考査中の不正行為

考査中に不正行為をした者は、確認の上、特別指導とする。

9. 校外生活

(1) 事故、病気、災害などの場合は、直ちに学校に連絡すること。

(2) アルバイトは禁止とする。やむを得ない事情がある場合は、保護者より申し出て許可を得ること。

(3) 安易にインターネット上に学校名、個人名、写真を出さないこと。

(4) 校外において法に触れる行為があった場合でも、特別指導になることがある。